

総則

1-1-2 用語の定義

4. 「検査職員」とは、測量業務の完了の確認にあたって、契約書第 ~~3132~~ 条第 2 項の規定に基づき検査を行う者をいう。
27. 「書面」とは、~~手書き、印刷等の伝達物をいい、~~発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。~~緊急を要する場合はファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。~~
~~電子納品を行う場合の「書面」の扱いは、別途監督員と協議するものとする。~~
ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。
34. 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
35. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
36. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。

1-1-20 検査

1. 受注者は、契約書第 ~~3132~~ 条第 1 項の規定に基づき業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。

1-1-21 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 修補は、修補処理規程（平成 15 年 4 月 1 日 15 会検第 1 号 [最終改正 令和元年 12 月 19 日元契検第 95 号]）に基づき処理する。
検査職員は、検査の結果、当該工事を適切と認められないときは、合否判定を保留し、検査結果検討会議に諮り、その結果を発注機関の長に通知する。
検査職員発注機関の長は、~~修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、~~
~~期限を定めて修補を指示することができるものとする受注者に修補を指示する。~~
3. ~~検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は監督員が行うものとする。~~
43. 検査職員が指示した指示された期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 ~~3132~~ 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

1-1-24 履行期間の変更

3. 受注者は、契約書第 223 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更業務工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第 234 条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

1-1-26 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 2728 条に規定する一般的損害、契約書第 2829 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

1-1-27 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第 2728 条に規定する一般的損害、契約書第 2829 条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第 41 条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

1-1-28 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において契約書第 3334 条の規定に基づき受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合